



平成 27 年 8 月 28 日

各 位

〔会社名〕 極東貿易株式会社
〔代表者名〕 代表取締役社長 三戸 純一
(コード番号 8093・東証第 1 部)
〔問合せ先〕 取締役執行役員
管理企画グループ長 苫米地 信輝
(TEL. 03-3244-3592)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 28 日（金）開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社は、昭和 22 年（1947 年）の設立以来、「人と技術と信頼と」を社是に、「必要な技術を、必要な企業へ」を経営理念に掲げ、機械関連を主体とするエンジニアリング商社として、常に国内外のニーズに対応し、先進技術や製品の取り扱いに努め、日本及び諸外国の経済発展の一助となってまいりました。今日においても、日本をはじめ世界の基幹産業の発展に引き続き貢献すべく、エンジニアリング商社としての技術力を高め、より高い付加価値の提供を目指しております。

近年は、リーマンショックや東日本大震災等の世界及び国内情勢を揺るがす大きな惨事に加え、国内経済においては、政府及び日銀による経済・金融政策を背景にした円安基調への変化、消費税の増税、世界経済においては、中国を始めとする一部新興国の経済鈍化、ギリシャ債務問題の混迷等、当社を取り巻く事業環境は一時も休むことなく目まぐるしく変化しております。

このような状況の下、当社は成長戦略の一環として M&A 活用による事業規模の拡大と、当グループとしての収益力の強化を着実に実践しており、平成 25 年 3 月 25 日に公表した中期経営計画「KBK2013」においても、積極的な投資活動や海外展開による成長戦略の継続を基本方針として掲げ、業容拡大に努めて参りました。

こうした背景の中、当社は本年 5 月 1 日にねじ等の機械部品を取り扱うエトー株式会社の株式を取得し、連結子会社として当グループの一員といたしました。エトー株式会社は、多くの協力メーカーと共に新素材や新加工技術を複合的に組み合わせ、新しいソリューションを生み出す提案型企業集団として、国内はもとより、中国、東南アジアを中心に事業を展開しております。同社のグループ化で一層充実する当グループの事業基盤とグローバルなネットワークは、新たな事業の展開を可能にし、当グループの今後の発展に大きく寄与するものと考えております。

今回の新株式発行及び自己株式の処分による調達資金は、上記エトー株式会社の株式取得に伴う借入金の返済に充当する予定であり、当グループの持続的な成長のための財務基盤の強化を進め、更なる事業拡大と企業価値の向上につながるものと考えております。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 3,860,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年9月7日（月）から平成27年9月10日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、大和証券株式会社、SMBC日興証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成27年9月14日（月）から平成27年9月17日（木）までのいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 1,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
また、一般募集における処分価格（募集価格）は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 平成27年9月14日(月)から平成27年9月17日(木)までのいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 720,000株
 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集の需要状況等を勘案し、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集の需要状況等を勘案した上で、720,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 720,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 大和証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成27年9月25日(金)
- (6) 払 込 期 日 平成27年9月28日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 上記(5)記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額(払込金額)の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、720,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成27年8月28日（金）開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式720,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成27年9月28日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年9月18日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	27,899,592株	(平成27年8月28日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	3,860,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	31,759,592株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	720,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	32,479,592株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は、前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	1,157,181株	(平成27年8月25日現在)
(2) 処分株式数	1,000,000株	
(3) 処分後の自己株式数	157,181株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限1,445,076,000円については、当社の財務基盤の強化のため、全額を平成27年10月末までに、金融機関から借入れた短期借入金総額9,590,000,000円の返済資金の一部に充当する予定であります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、当該短期借入金は、平成27年3月23日に株式譲渡契約を締結し、平成27年5月1日に実行した、ねじ鋸螺その他工具の販売事業等を行うエトー株式会社（本社所在地：神奈川県横浜市、代表取締役社長：齋藤壽士、資本金：669,100,000円（平成27年3月末現在））の株式取得のために調達したものであります。

- (2) 前回調達資金の使途の変更
該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載のとおり充当することにより、中長期的な収益基盤の拡大に繋がり、将来の業績に寄与するものと考えております。

なお、当社は、平成27年8月24日に、平成28年3月期第2四半期連結累計期間の連結業績予想を修正しております。詳細は、当社が平成27年8月24日に発表した「平成28年3月期第2四半期連結累計期間業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

将来に向けた事業展開のため、財務体質と経営基盤の強化を図り株主資本の充実に努めるとともに、収益動向などを総合的に勘案し業績に相応した配当を実施することを利益配分の基本と考えております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

安定配当の継続を基本方針としつつ、当期及び来期以降の業績を勘案し、業績に応じて株主に還元することが出来るよう努力していくことを基本方針としております。

中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これら剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業体質の強化並びに営業活動推進のための運転資金として有効に活用し、株主資本利益率の向上に努力する所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
1株当たり連結当期純利益	7.72円	41.55円	28.56円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	－円 (－円)	2.00円 (－円)	3.75円 (－円)
実績連結配当性向	－%	4.8%	13.1%
自己資本連結当期純利益率	1.8%	8.7%	5.2%
連結純資産配当率	－%	0.4%	0.7%

- (注) 1 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
2 平成25年3月期の1株当たり年間配当金（うち1株当たり中間配当金）は、無配のため表示しておりません。
3 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。平成25年3月期については、無配のため表示しておりません。
4 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（期首の連結純資産合計と期末の連結純資産合計の平均）で除した数値であります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 5 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均）で除した数値であります。平成25年3月期については、無配のため表示しておりません。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	196 円	252 円	215 円	219 円
高 値	300 円	277 円	283 円	392 円
安 値	116 円	178 円	184 円	212 円
終 値	258 円	216 円	224 円	298 円
株価収益率	33.4 倍	5.2 倍	7.8 倍	—

(注) 1 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 平成28年3月期の株価については、平成27年8月27日現在で表示しております。

3 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成28年3月期については、未確定のため表示しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資による割当先の保有方針等の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。